⑷　長期貸付金。ただし、役員、職員又は関係法人（「第104　連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。以下同じ。）に対する長期貸付金を除く。

［⑸～⑽　略］

第31　有価証券の評価基準及び評価方法

［１～３　略］

［＜注26＞～＜注28＞　略］

＜注29＞満期保有目的の債券の保有目的の変更について

満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。

⑴　満期保有目的の債券を購入した中期目標期間後の中期目標期間において、中期計画上の資金計画において、満期保有目的の債券の売却収入を財源とした計画が策定されている場合であって、当該計画に従って売却した場合

［⑵・⑶　略］

第76　附属明細書

公営企業型地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。（注51）

⑴　固定資産の取得及び処分、減価償却費（「第85　特定施設である償却資産の減価に係る会計処理」及び「第88　特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細

［⑵～⑰　略］

［＜注51＞　略］

第96　法人単位財務諸表の体系及び様式

［１　略］

２　法人単位財務諸表の様式については、原則として「第４節　財務諸表の体系」から「第10節　附属明細書及び注記」に定めるところによる。ただし、法人単位貸借対照表の純資産の部の利益剰余金については、内訳科目を設けず合計額のみを表示することとする。

［＜注70＞　略］

第13節　設立団体の数の変更に伴う会計処理

第100　設立団体の数の増加に係る注記事項

設立団体の数を増加させる定款の変更を行った場合、定款の変更の効力が生じた年度において、次の事項を注記する。

⑴　加入した設立団体の概要

加入した設立団体の名称、加入した主な理由、加入した日

⑵　設立団体の増加により受け入れた資産及び負債の内訳と金額、資本金額

⑷　長期貸付金。ただし、役員、職員又は関係法人（「第100　連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。以下同じ。）に対する長期貸付金を除く。

［⑸～⑽　同左］

第31　有価証券の評価基準及び評価方法

［１～３　同左］

［＜注26＞～＜注28＞　同左］

＜注29＞満期保有目的の債券の保有目的の変更について

満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。

⑴　満期保有目的の債券を購入した中期目標期間後の中期目標期間において、中期計画上の資金計画において、満期保有目的の債券の売却収入を財源とした事業計画が策定されている場合であって、当該事業計画に従って売却した場合

［⑵・⑶　同左］

第76　附属明細書

公営企業型地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。（注51）

⑴　固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第85　特定施設である償却資産の減価に係る会計処理」及び「第88　特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細

［⑵～⑰　同左］

［＜注51＞　同左］

第96　法人単位財務諸表の体系及び様式

［１　同左］

２　法人単位財務諸表の様式については、原則として「第４節　財務諸表の体系」から「第10節　附属明細書及び注記」に定めるところによる。ただし、法人単位貸借対照表の資本の部の利益剰余金については、内訳科目を設けず合計額のみを表示することとする。

［＜注70＞　同左］

［新設］